

【育休代替】（令和 7 年12月1日任用予定）
令和 7 年度大阪市家庭児童相談員（会計年度任用職員）
任用候補者登録試験 募集要項

大阪市内の区保健福祉センターで勤務する家庭児童相談員（会計年度任用職員）の任用候補者（育休代替）を決定するため、次のとおり任用候補者登録試験を行います。

1. 募集人数

任用区分：家庭児童相談員（Ⅱ） 1 名

2. 業務内容

家庭児童相談員（Ⅱ）

区保健福祉センター（子育て支援室）における面接や電話対応及び家庭、学校園等への訪問（※）により、心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校・親子関係など家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う。また、児童虐待防止に関する業務（緊急対応含む）、要保護児童等の調査・評価（アセスメント）、要保護児童対策地域協議会関係業務に従事する。

※移動手段は徒歩、自転車、公共交通機関となる。

3. 受験資格

次の（１）、（２）のすべての要件を満たす者がこの試験を受けることができます。

（１）以下のいずれかに該当する者

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
2. 医師
3. 社会福祉士
4. 社会福祉主事として、2 年以上児童福祉業務に従事した者
5. 1～4 に準ずる者であって、家庭児童相談員として必要な学識経験を有する者

※ 上記に該当するものの例として、幼稚園・小学校・中学校・養護教諭、保育士、保健師、看護師、助産師、臨床心理士、臨床発達心理士等があります。

（２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 日本国籍を有しない方も受験できます。

ただし、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4. 任用期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

5. 勤務条件等

- (1) 勤務日数 週4日 30時間勤務（月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間）
勤務時間 A勤務 午前9時～午後5時15分（休憩45分含む）
B勤務 午前9時15分～午後5時30分（休憩45分含む）

※A勤務もしくはB勤務のいずれかとなります。

ただし、業務の都合により勤務時間に変更される場合があります。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大正区役所

(4) 報酬等

報酬（月額） 198,244円～222,952円（※）

(※) ・採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

- ・上記の他に、通勤手当、勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。
- ・上記報酬等は、令和7年12月1日に採用された場合の令和8年3月31日までの間の報酬額の例示です。今後、給与改定等により変更される場合があります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：7日 付与期間：令和7年12月1日（任用日）～令和8年3月31日（任期满了日）
特別休暇	【有給】 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・ドナー休暇 ・妊娠障害休暇 ・生理休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護等休暇※1 ・短期介護休暇※1 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

6. 選考方法

次の2つの方法により得られた結果により選考します。

(1) 筆記試験（60分）

本市課題による筆記試験

(2) 口述（面接）試験（15分程度）

個別面接を実施します。

7. 選考日及び選考会場

選 考 日：令和7年10月24日（金曜日）

※集合時間等詳細については、受験案内にて通知します。

選考会場：大阪市役所本庁舎

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車 1 番出口北すぐ

京阪電車中之島線「大江橋」駅下車 6 番出口東すぐ

※募集要項最後に地図記載

8. 申込方法

(1) 提出書類

ア 大阪市家庭児童相談員(会計年度任用職員)任用候補者登録試験採用申込書(育休代替)

- ・過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
- ・採用申込書は本市所定の様式に限ります。

イ 申し立て書

ウ 受験資格を有することを証明するもの

(前掲3(1)のいずれかの要件を満たすことが分かるもの)

- ・大学等の成績証明書等
- ・資格証または免許状等(教員免許状、保育士証、社会福祉士登録証など)

エ 受験案内送付用の定形封筒(長形 3 号)

- ・必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。

※ ア・イの様式は大阪市役所ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000646755.html>

※ ダウンロードできない場合、後掲「11 問合せ先」にて受付期間中の年末年始・土曜日・日曜日・祝日を除く午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までのいずれかの時間で受け取るか、もしくは、切手 110 円分を貼付し、受験者のあて先を明記した返信用封筒(長形 3 号)を同封のうえ、後掲「11 問合せ先」まで請求してください。(「家庭児童相談員(会計年度任用職員)任用候補者登録試験採用申込書(育休代替)請求」と明記)

(2) 採用申込書の受付期間等

【申込み期間】

令和 7 年 9 月 16 日(火曜日)～令和 7 年 10 月 6 日(月曜日)まで(締切日到着分まで)

【申込書受付場所(申込書送付先)】

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課児童支援対策グループ

(家庭児童相談員任用担当)

※前掲 8(1)提出書類のア～エを、持参または郵便等で送付してください。

※持参による受付は、受付期間の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時

までです。(年末年始・土曜日・日曜日・祝日を除く) ※募集要項最後に地図の記載あり
※郵便等の場合は「家庭児童相談員(会計年度任用職員)任用候補者登録試験採用申込書(育休代替)等在中」と朱書きした封筒に、必ず簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で申し込みください。簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。
※提出書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(3) 結果の発表

受験者本人あて送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9. 合格から任用まで

- ・ 内定が決定した任用予定者に対しては、別途、初任給決定に必要な書類等を提出していただきます。

10. その他

- ・ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・ 可否に関する電話等での問い合わせには応じません。
- ・ 受験に際して大阪市が収集した個人情報(職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します)は、車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にお知らせください。

11. 問合せ先

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課児童支援対策グループ

(家庭児童相談員任用担当)

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階 電話：06-6208-8355

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

市役所本庁舎 2 階フロア図

